

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

古河市立中央小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 早期発見のための取組

(1) 学級担任等の取組

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②休み時間・給食時の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③児童の生活を把握するために、定期的な個人面談を行う。
- ④学校での児童の様子を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。

(2) 生徒指導担当教員

- ①定期的なアンケート調査（各学級単位）やいじめチェックリストの活用に計画的に取り組んでいく。
- ②職員集会時（毎週月曜日）に、児童の情報交換を行う。

5 未然防止のための取組

- (1)いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（互いを認め合える人間関係の構築、魅力ある学校・学級づくり＜居場所づくり＞と＜絆づくり＞）に努める。
- (2)児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努める。（異学年交流や体験活動の充実）
- (3)わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業づくりを進める。
- (4)道徳教育の充実
 - ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - ②具体性のある道徳教育全体計画と特別の教科道徳の年間指導計画の作成と改善
 - ③明るく元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- (5)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ①児童の現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を進める。
- (6)新たないじめの芽を摘むために
 - ①新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に起因するいじめの未然防止

6 関係諸機関との連携

- ・児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者と連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。（古河市学校警察連絡協議会）
- ・教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	古河警察署生活安全課

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーターで構成する。
- ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
 - ・情報を集める
- (2) いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
 - ・指導・支援体制を組む
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

9 重大事態への対処

＜いじめ防止対策推進法第28条より抜粋＞

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

※被害児童や保護者から申し立てがあった時は、一人で動かずチームで調査をする。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

※児童の死亡事案が発生した場合は、原因がいじめによるものか否かに関わらず、背景調査指針に則って、調査を行う。

※②の「相当の期間」とは、30日を基準とする。

＜①の場合＞

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

＜②の場合＞

- ・事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携する。
- ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ・被害生徒の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。